

# 恵庭市道と川の駅「花ロードえにわ」における 自動販売機（飲料）設置許可申請候補者選定要項（R4～R6）

## 1 選定の目的

本要項の目的は、恵庭市道と川の駅「花ロードえにわ」（以下「花ロードえにわ」といいます。）内に自動販売機の設置及び管理運営をしていただく事業予定者を選定することにあります。

現在は、花ロードえにわが、都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する都市公園の区域内にあることに着目し、都市公園法の規定に基づき自動販売機の設置を認めております。

都市公園内に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号に規定する「売店」に該当します。同法第5条第1項では、市以外の者が売店を設ける場合は、市の許可を受けることになっていることから、今回の選定に係る募集は、売上に対する使用料の最も高い割合を提案した者を同法第5条第1項の設置許可申請を行う候補者として決定するものです。

## 2 募集物件

花ロードえにわ（恵庭市南島松817番18）の前面に設置する飲料水の自動販売機。なお、近傍には農畜産物直売所「かのな」があります。また、令和2年11月には花の拠点（はなふる）として、前述した施設のほか、ガーデンエリアやセンターハウス等を含む観光施設を整備しています。

※令和4年6月25日（土）～令和4年7月24日（日）まで、花の拠点をメイン会場とするイベント、ガーデンフェスタ北海道2022を予定しております。（目標来場者数30万人）

## 3 募集条件

売上に対する最低割合以上の割合を設置区画ごとに提案してください。

区画No.	販売品目	寸法	売上額に対する最低割合
1～7 共通	飲料水	幅 1,400 mm以内 奥行 860 mm以内 高さ 1,850 mm以内	売上額の 25%以上 (電気代を含む)

1) 詳細は別添「配置図」を参照のこと。

※5・6・7について、前回公募時と番号-位置が変更となっております。

2) 公募の対象となる自動販売機の隣接区画には、情報提供・災害対応を目的とした北海道開発局の「おしらせ道ねっと」の対象となる自動販売機が1台あり、4月以降も同じ区画に配置することとしており、今回の公募の対象外としますので、その旨は事前に了承願います。

「おしらせ道ねっと」については、以下を確認ください。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/keikaku/ud49g7000006gz2.html>

3) 公募の対象となる自動販売機の隣接区画には、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により設立された社会福祉法人である共同募金会が設置する自動販売機が1台あり、4月以降も同じ区画に配置を認めることとしており、今回の公募の対象外としますので、その旨は事前に了承願います。

4) 寸法は自動販売機本体とし、電源接続部分、放熱スペース部分等は除きます。

5) 電気料込みの額で応募してください。別途請求はありません。

- 6) 希望する区画のみを応募することもできます。そのため、希望事業者が存在せず、自動販売機が設置されない区画が生じる可能性があります。
- 7) 現地を必ず確認した上で応募してください。図面と現況が異なる場合は現況を優先します。
- 8) 本選定要項中「飲料水」とは、国内で広く流通・認識されているお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース（これらに類するものを含む）を指します。

#### 4 日程・必要手続き等

	項目	日程
1	選定要項公表	令和4年2月9日（水） 恵庭市公式ウェブサイトにおいて電子ファイルにより公表します。 紙文書による配布は行いません。
2	質問書受付	令和4年2月9日（水）～2月16日（水）17時 選定要項の内容について質問がある場合は、質問書を提出してください。電話による問い合わせにはお答えいたしません。なお、回答については、本選定要項と同等の効力を持ちます。 ①使用様式：様式1「質問書」 ②提出先：恵庭市 経済部 花と緑・観光課 ③提出方法：電子メール又はFAXで令和4年2月16日（水）17：00までに提出 電子メールの場合 hanatomidori@city.eniwa.hokkaido.jp FAXの場合 0123-33-3137（代表）
3	質問書への回答	令和4年2月17日（木）17時まで 提出された質問書への回答を令和4年2月17日（木）17時までに恵庭市公式ウェブサイトに掲載します。なお、個別回答はいたしません。また、再質問にはお答えいたしません。
4	応募書類の受付	令和4年2月9日（水）～2月22日（火）必着 ①書類提出方法（期間内必着） (1) 郵送の場合（特定記録郵便等の記録が残る方法にしてください。厳守） 〒061-1498 恵庭市京町1番地 恵庭市 経済部 花と緑・観光課 宛 (2) 持参の場合 受付期間中かつ恵庭市役所開庁日の9時から17時までの間に 恵庭市 経済部 花と緑・観光課（3階37番）に持参。 なお、その場では書類不備の確認は行いません。 ②提出書類（郵送・持参共通） (1) 応募申込書（様式2） ※応募申込書は(2)～(4)までの提出書類とは別の封書に封緘・封印し提出してください。 (2) 誓約書（様式3） (3) 恵庭市税の納付状況調査の同意書（様式4） ※法人の場合は法人自身についてのみ (4) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（法人の場合） 又は 住民票（個人事業主の場合） ※(4)は発行日から6か月以内のもの。コピー可。

	※(2)～(4)の書類は封緘・封印して提出する必要はありません。	
5	設置管理許可候補者の決定等	令和4年2月25日(金)以降
	<p>① 2月22日(火)17時以降に、担当課職員により提出された書類の審査を行い、必要な資格を満たしている事業者を設置管理許可候補者の選定対象とします。選定対象となった事業者が提出した応募申込書を担当課職員が開封します。その際の事業者の立会いはありません。</p> <p>② 2月25日(金)以降に各区画の設置管理許可候補者を決定し、その旨を文書通知するとともに、恵庭市公式ウェブサイトで公表します。公表事項は、申込書記載の事業者名及び連絡先電話番号並びに設置する自動販売機の寸法とします。</p> <p>③ 設置管理許可候補者の決定については、文書通知及び恵庭市公式ウェブサイトでの公表のみです。電話で連絡があるのは⑥のくじ引き実施の連絡のみです。なお、決定について、電話での問い合わせには応じません。</p> <p>④ 応募申込書には、当該事業者における希望順位及び希望台数を記入する欄を設けております。ある事業者が7つの区画のうち最高の割合を提示した区画が複数個所発生した場合は、希望台数を上限とし、希望順位を勘案して、当該事業者を設置管理許可候補者として定める区画を決定します。なお、1事業者における希望台数については2台を上限としますが、記入は7台すべての個所についてすることが可能です。</p> <p>⑤ ある区画について、最高の割合を提示した事業者が2以上あった場合、④の希望順位が高い事業者を優先することとします。</p> <p>⑥ ④及び⑤で定める方法によりある区画の設置管理許可候補者が決定しない場合はくじにより当該区画の設置管理許可候補者を決定した上で、全ての区画の設置管理許可候補者を公表します。その場合のくじ引きは2月25日(金)10時より行い、くじ引きが実施される場合のみ同日前に該当事業者に電話で連絡します。</p> <p>⑦ 事業者の決定について、想定例を以下に記載します。  (例1) ある事業者が2台希望した上で、当該事業者における希望順位が1位、3位、4位の区画について全事業者中最高の割合を提示した場合については、当該事業者が設置管理許可候補者となる区画は当該事業者が1位、3位として応募した区画となります。  (例2) ある区画について、全事業者中最高の割合を提示した事業者が2つあり、各事業者における当該区画の希望順位がそれぞれ1位、3位の場合は、希望順位を1位とした事業者を当該区画の設置管理許可候補者とするものとします。</p> <p>⑧ ④から⑦に記載する手法で選定の結果、ある区画について事業者が辞退した場合、辞退した事業者以外で最高の割合を提示した事業者と協議の上、当該事業者を設置管理許可候補者とする場合があります。その場合は、2台を超えた台数の設置管理許可候補者となることもあります。</p>	
6	設置管理許可申請書の提出期限	令和4年3月17日(木)まで
	設置管理許可申請書に必要書類を添付し、申請していただきます。記入方法、必要書類一覧は設置管理許可候補者として選定された旨の通知文書に同封します。	
7	自動販売機の設置	令和4年4月1日(金)から
	<p>① 必要に応じ隣接区画の設置管理許可者と事前調整してください。ただし、市はそれに関与しませんが、特に奥行など隣接区画の自動販売機と大きな齟齬が生じている場合は、設置位置の修正を求める場合があります。</p> <p>② 現在、自動販売機を設置している事業者は、設置している自動販売機を令和4年3月31日</p>	

	<p>までに撤去してください。なお、現在設置している自動販売機を新たに許可された場所に移動させることとしても問題ありません。ただし、いずれにしても市は関与しませんので、必要に応じ事業者間で適切に協議してください。</p> <p>③ 自動販売機の設置、移動等の際、市は立会いをしません。設置管理許可を受けた事業者の責任で行ってください。</p> <p>④ 設置に当たっては、「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(自動販売機据付基準策定委員会策定)を遵守した措置を講じるものとしてください。</p>	
8	使用料の納付	6か月ごとに集計し報告
	<p>① 6か月ごとに売上額を集計し、6か月目となる月の翌月の中旬頃までに市に報告していただきます。市は、設置許可を受けた事業者が提案した売り上げに対する割合で使用料の額を計算し、当該月の翌月の初めに請求書を送付し、納期限を同月末としますので、期限までに納入してください。</p>	

## 5 参加資格

応募する者は、次に掲げるすべての条件を満たすものとします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- ② 申込書を提出した日から設置管理許可候補者の通知の日までの間に、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成21年1月15日改正)による指名停止を受けていないこと。
- ③ 恵庭市税の滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団でないこと、又は当該暴力団若しくはその構成員(構成員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。)と関係を有していないこと。
- ⑤ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の許可を有していること。
- ⑥ 応募の際は、本要項の内容について全て同意したものとみなしますので、内容を理解した上で応募していること。

## 6 自動販売機設置に当たっての条件等

### (1) 販売の根拠

道と川の駅「花ロードえにわ」が、都市公園法(昭和31年法律第79号)に規定する都市公園の区域内にあることに着目し、都市公園法の規定に基づき、令和4年4月1日以降の自動販売機の設置を認めることとするものです。

都市公園内に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号に規定する「売店」に該当します。同法第5条第1項では、市以外の者が売店を設ける場合は、市の許可を受けることになっていることから、今回の募集は、市が定める売り上げに対する割合以上で最高の売上に対する割合を提案した者を同法第5条第1項の設置許可申請を行う候補者として決定するものです。

あくまで、売り上げに対する「割合」(小数点以下第2位まで)で比較いたします。

### (2) 許可期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とし、自動更新は行いません。

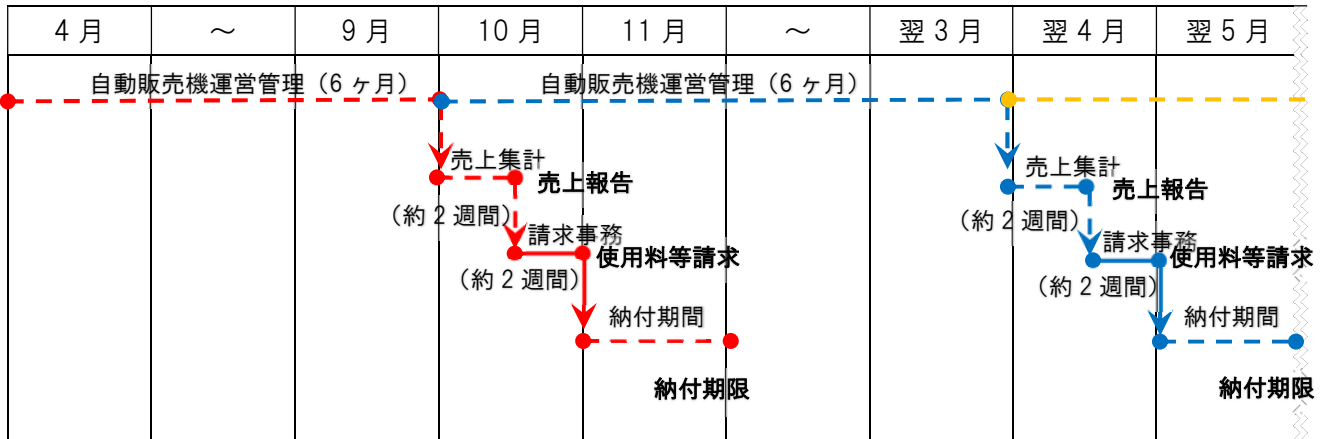
なお、期間終了後、自動販売機の撤去が必要になる場合は、令和7年3月31日までに撤去を完了させる必要があります。

### (3) 使用料等

#### ① 使用料

許可期間中は、6か月ごとに売上額を集計し、6か月目となる月の翌月の中旬頃までに市に報告していただきます。市は、設置許可を受けた事業者が提案した売り上げに対する割合で使用料の額を計算し、当該月の翌月の初めに請求書を送付し、納期限を同月末としますので、期限までに納入してください。

#### 【使用料納付の流れ（イメージ）】



#### ② 必要経費等

自動販売機の維持管理に必要とする経費は、設置管理許可を受けた者の負担とします。なお、電気料については、①の使用料に含むものとします。

### (4) 制限

次の事項を遵守願います。

- ① 自動販売機設置業務以外の用途に供さないこと。
- ② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ③ 販売品目は、メーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。
- ④ 販売品目は、飲料水とすること。
- ⑤ その他本選定要項に定める内容を遵守すること。

### (5) 自動販売機の仕様等

設置する自動販売機は、次の条件を満たした仕様としてください。

- ① 冷媒及び断熱材発泡剤に、オゾン層を破壊する物質及びハイドロフルオロカーボン（いわゆる代替フロン）を使用していないこと。
- ② 環境配慮設計がなされていること。
- ③ 自動販売機の外観等については、道と川の駅「花ロードえにわ」の景観に配慮するために、清涼飲料自動販売機協議会が策定した「風致地区、景観地区における自動販売機自主景観ガイドライン」に基づいた仕様とすること。
- ④ ③のほか、自動販売機外観の色彩を『ダークブラウン（こげ茶色）／標準マンセル値10YR 2.0／1.0』とすること。なお、過去の選定時に【塗料メーカー：日塗工、色番号D19-20B】でよいか、との問い合わせを受け、可であると回答した経緯があります。
- ⑤ 飲料水の販売品目の形態は、缶、ペットボトル又は紙パックに入った飲料の販売とすること。水道設備がないため、紙コップ飲料の提供は不可とする。
- ⑥ 苦情・トラブル等の連絡先を、自動販売機の分かりやすい場所に大きく明示すること。

- ⑦ 電子マネー対応としてください。
- ⑧ その他の事項で本要項に定めのないものについても、事業者の任意とします。

#### (6) 維持管理責任

次のことを遵守してください。

- ① 自動販売機の維持管理については、設置管理許可を受けた事業者が行い、常に商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機の設置及び管理に係る各種事故その他の事象の一切の責任は、各設置管理許可を受けた事業者が負うこと。ただし、明らかに市に責任があると認められる場合を除く。
- ③ 缶、ペットボトルの回収ボックスの設置及び管理は市で行いますが、各事業者が商品を補充する際に回収ボックス内にある使用済み缶、ペットボトルの回収へのご協力をご検討願います。

#### (7) 自動販売機の設置等

- ① 「自動販売機の据付基準」(JIS規格)及び「自動販売機据付基準」(自動販売機据付基準策定委員会策定)を遵守した措置を講じるものとしてください。

#### (8) 災害支援に関する協定の締結等

次の条件により、災害支援に関する協定を締結していただくこととします。

- ① 恵庭市に震度5以上の地震(同等以上の災害を含む)が発生し、恵庭市の災害基準により対策本部が設置された場合に、恵庭市の要請により、自動販売機内の商品を恵庭市に無償で提供すること。
- ② 協定内容案は別紙のとおりとしますが、各事業者の事情に応じ、文言の修正は可能です。

### 7 応募申請手続き

#### (1) 申請方法・必要な書類(各1部)

前記のとおりです。応募書類の受付期間内に必要な書類を定められた方法で提出してください。

#### (2) 必要書類の記入方法

- ① 鉛筆、シャープペンシル等は使用しないでください。記入押印については、明確かつ鮮明にしてください。
- ② 応募申込書に記載する売上に対する割合は、アラビア数字を使用し、小数点第2位まで記載してください。
- ③ 誤字脱字を加除訂正した場合は訂正印を押印してください。なお、売上に対する割合は修正できません。
- ④ 応募申込書には、各区画に設置したい自動販売機の寸法を募集条件に定める範囲内で記入願います。未記入の区画は「設置希望せず」として取り扱います。区画ごとに「売り上げに対する使用料の割合」を小数点第2位まで記載してください。たとえば、25%の場合は、「25.00」と記入してください。
- ⑤ 当方から書類を送付する場合の送付先を応募申込書に記入してください。

### 8 応募が無効になる場合

次のいずれかに該当する場合は応募自体を無効とします。

- ① 応募資格がない者が応募した場合
- ② 記入事項が判読できない書類が提出された場合
- ③ 必要書類に不備がある場合

- ④ 本要項の内容から逸脱した内容で応募した場合
- ⑤ ①～④のほか、不正な方法による応募がなされた場合

## 9 設置許可申請候補者の決定

- ① 決定手法は前記のとおりです。
- ② 決定の経過及びその結果に関する問い合わせや申立には口頭・文書のいかんを問わず応じません。

## 10 設置管理許可申請等

- ① 設置管理許可申請書に必要書類を添付し、申請していただきます。記入方法、必要書類一覧は設置管理許可候補者として選定された旨の通知文書に同封します。
- ② 許可期間中は、6か月ごとに売上額を集計し、6か月目となる月の翌月の中旬頃までに市に報告していただきます。市は、設置許可を受けた事業者が提案した売り上げに対する割合で使用料の額を計算し、当該月の翌月の初めに請求書を送付し、納期限を同月末としますので、期限までに納入してください。

## 11 担当部署 ※応募に関する事項は、公平性を保つためお答えいたしません。

〒061-1498 恵庭市京町1番地

恵庭市 経済部花と緑・観光課 (0123-33-3131 内線 2524)